

諮問番号：令和元年度諮問第13号

答申番号：令和元年度答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人の長男（以下「長男」という。）は病院に連れて行ける状態ではないため、長男の症状に関する医師の診断書は手に入れることができないが、介護が必要な状態であるのは事実であるから、その事実を認めずに行った原処分（児童扶養手当支給停止処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

請求人は、長男の介護が必要であるとする申立てを行ったにもかかわらず、提出された診断書は請求人の次男（以下「次男」という。）の症状に関するものであった。当該診断書によれば、次男の症状は、入院加療又は安静が必要な状態ではないとされているから、請求人に対し児童扶養手当法（以下「法」という。）第13条の3第2項を適用することはできず、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、法第13条の3第2項の規定に基づく児童扶養手当（以下「手当」という。）の一部支給停止の適用除外を受けるため、長男の介護が必要であるとして児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（以下「届出書」という。）を提出したことが認められる。

一方、これを明らかにするためとして請求人が提出した医師の診断書は次男の症状に関するものであり、当該診断書によれば、次男の症状は、入院加療又は安静が必要な状態ではないとされているから、これをもって、請求人が監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることが明らかにされたと言うことはできない。

処分庁は、その後も長男の症状に関する診断書が必要であることを説明したが、請求人から当該診断書の提出はなく、また、届出書の提出案内を請求人とともに確認しながら、法第13条の3第2項の適用を受けるための手続が可能と

なる他の書類についても説明を行ったものの、請求人からこれらの書類は提出されなかったものである。

したがって、請求人が法第13条の3第2項に規定する場合に該当すると認めることはできず、原処分は違法又は不当な点はない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年7月18日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日及び同年8月26日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法に基づく手当は、支給開始月の初日から起算して5年を経過したときは、その一部を支給しないこととされるが（法第13条の3第1項）、当該期間の経過後において、受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあること等により受給資格者が当該児童の介護を行う必要があり就業することが困難であることに該当する場合等には、その該当している期間は、手当の全部が支給されることとされている（同条第2項、児童福祉法施行令第8条及び児童福祉法施行規則（以下「省令」という。）第24条の5第3項）。

そして、前記の場合に法第13条の3第2項の適用を受けようとするときは、児童扶養手当一部支給停止適用除外届出書（以下「届出書」という。）に医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等（以下「確認書類等」という。）及び受給資格者が当該児童を介護する必要があることを明らかにできる書類を添えて手当の支給機関に提出しなければならないこととされている（省令第3条の4）。

なお、届出書に添える確認書類等は、診断書のほか、「国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類」、「身体障害者手帳1級、2級又は3級の写し」、「療育手帳(A)の写し」、「精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の写し」、「児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真」、「特定疾患医療受給者証の写し」、「特定疾病療養受療証の写し」、「その他当該児童又は親族が障害の状態にあること、負傷・疾病、要介護状態にあることその他これに類する状態にあることにより介護が必要であること（受給資格者が就業することが困難であること）が確認できる書類」等が定められている（児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支

給停止措置除外に係る事務について（平成20年3月31日付け雇児福発第0331001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）別紙1【一部支給停止適用除外事由及び確認方法】(5)①）。

そこで本件についてみると、請求人は、長男の介護が必要であることを理由として、第13条の3第2項の規定に基づく手当の一部支給停止の適用除外を受けるため届出書を提出したが、当該届出書に添付した書類は次男の症状に関する診断書であり、長男の症状に関する診断書は提出されていない。また、長男の状態に係る確認書類等は、前記のとおり診断書のほかにも定められているが、こうした書類についても提出されていない。

このため、長男が請求人による介護の必要な状態であることを認めることはできず、また、請求人が提出した次男の診断書には、次男は登校はできており、今後、おおむね1か月以上の期間の入院加療や在宅での安静が必要な状態には該当しない旨記載されていたことから、次男についても請求人による介護の必要な状態にあると認めることはできない。

以上のことから、請求人が受給資格者の監護する児童の介護を行う必要があり就業することが困難であるとは認めることができず、法第13条3第2項が適用できないとして原処分を行った処分庁の判断には、違法又は不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子